

中小企業等協同組合会計基準をていねいに解説 組合会計の実務に必備の書

解説

中小企業等協同組合 会計基準

全国中小企業団体中央会 編

A5判・494頁 定価 本体3,000円＋税

- 複雑といわれる組合会計基準を、勘定科目ごとに実務上の留意点等を解説
- 決算・予算関係の書類の作成方法はもとより、消費税等の経理を例示
- 巻末には、講習会等で実際に交わされた質疑応答を掲載

IV 決算関係書類

6-6 剰余金処分案作成モデル (税法経理方式)

△△協同組合

剰余金処分案
自 平成A年4月1日
至 平成B年3月31日

I 当期末処分剰余金			
1. 当期純利益金額	831,815		
2. 前期繰越剰余金	160,240	992,055	
II 組合積立金取崩額			
1. 特別積立金取崩額	××		
III 剰余金処分額			
1. 利益準備金	90,000		
2. 教育情報費用繰越金	45,000		
3. 組合積立金			
特別積立金	90,000		
〇〇周年記念事業積立金	100,000		
役員退職給与積立金	50,000		
4. 出資配当金	50,000		
5. 利用分量配当金			
共同購買事業配当金	395,000	820,000	
IV 次期繰越剰余金			172,055

(剰余金処分の仕訳)

(借) 当期末処分剰余金	992,055	(貸) 利益準備金	90,000
		特別積立金	90,000
		教育情報費用繰越金	45,000
		〇〇周年記念事業積立金	100,000
		役員退職給与積立金	50,000
		未払配当金	50,000
		未払配当金	395,000
		前期繰越剰余金	172,055

374

6. 剰余金処分案又は損失処理案

6-7 脱退者持分払戻計算書の作り方

中協法施行規則では、会社計算規則における「株主資本等変動計算書」に相当するものが規定されていない。

このため、剰余金処分後の純資産内の変動である、脱退者持分払戻しの変動を明らかにするため「脱退者持分払戻計算書」を定めた。

脱退者へ持分全部(時価評価による組合財産から算出した持分)を払い戻す組合と、出資限度払戻しの組合で時価評価による組合財産が出資金額未満になる組合が作成する。

払戻持分の対象になる金額は、脱退事業年度末の貸借対照表純資産額から、剰余金処分による出資配当・利用分量配当の支出額を控除し、脱退年度末に未払持分に振り替えた出資金を加算して求める。このとき最高裁の判例による土地の時価評価益があれば加算し、その土地評価益に対する繰延税金負債を控除して、持分払戻対象金額を求める。

次に、持分払戻対象金額を、期末出資総口数に対する脱退者口数の割合で払戻持分1口の金額を求める。

払戻持分のうち、利益剰余金部分(時価評価益部分も含む)については、みなし配当として20%の源泉税が課税されるので、控除して払い戻す。源泉税は組合から税務署へ納付する。

脱退者持分払戻の仕訳

脱退年度末

(借) 出資金	×××	(貸) 未払持分	×××
---------	-----	----------	-----

通常総会後

(借) 資本準備金(加入金)	×××	(貸) 未払持分	×××
(借) 前期繰越剰余金	×××	(貸) 未払持分	×××

(注) 前期繰越剰余金がないときには、組合積立金の中から払戻科目を決める)

375



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

はじめにより

組合会計の第一期が終わり、組合会計の第二期が始まった。組合会計基準は複雑であり、中協法施行規則に規定されなかった部分もある。

中協法施行規則第71条には、「会計慣行のしん酌」として「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計慣行をしん酌しなければならない。」と規定し、第7回改訂までの「中小企業等協同組合会計基準」を、組合会計の慣行として、そのしん酌を認めている。

すなわち、組合会計基準は、第7回改訂までの会計基準を第一期と考え、第一期会計基準のうち、法制化された基本部分と、法制化されなかったが、会計慣行のしん酌規定により、引き継がれた部分が一体になって、第8回改訂組合会計基準になったということになる。

法制化された基本部分は、中協法・中団法（中小企業団体の組織に関する法律）・商店街振興組合法の各施行規則に規定

された会計処理であり、主として勘定科目、事業報告書、決算関係書類の様式について規定されている。

本書は、このような変遷を経て制定された「中小企業等協同組合会計基準」について、制定並びに改訂の経緯から、組合会計における各勘定科目の解説、決算関係書類及び予算関係書類の作成方法から、消費税等の経理までを解説している。また、講習会等で実際にあった実務上の質疑応答についても登載した。本書は、組合会計の実務において必携の書といえるであろう。

本書の利用に当たっては、既刊の『中小企業等協同組合会計基準』も併読してご活用いただきたい。

本書が、組合会計の実務に当たっての参考資料として、ご活用いただければ幸甚である。

平成23年12月

全国中小企業団体中央会

目次(抄)

I 組合会計基準の制定と改訂

1. 組合会計基準の制定
2. 制定当初の組合会計基準（経理基準）
3. 組合特有の会計処理
4. 第7回改訂（表題を会計基準に変更）

II 第8回改訂 中協法施行規則の改正による改訂

1. 中協法施行規則の改正内容
2. 中協法施行規則と会社計算規則との違い
3. 勘定科目表
4. 組合会計基準の第8回改訂内容

III 勘定科目

1. 資産勘定
2. 負債勘定
3. 純資産
4. 収益勘定
5. 費用勘定
6. 一般科目表注記
7. 特殊科目

IV 決算関係書類

1. 決算
2. 事業報告書
3. 財産目録
4. 貸借対照表
5. 損益計算書
6. 剰余金処分案又は損失処理案
7. 事業報告書、決算関係書類の提出と監査
8. 非出資商工組合の決算関係書類

9. 個別キャッシュ・フロー計算書

V 予算関係書類

1. 組合管理会計について
2. 中協法の予算関係書類
3. 収支予算の作り方
4. 資金計画

VI 消費税等の経理

1. 税込経理方式、税抜経理方式
2. 税込経理方式の決算
3. 税抜経理方式の決算
4. 高度化施設の消費税等

VII 質疑応答

VIII 税務申告書への利用分量配当の記載方法

お試し読み、お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

